

介護職員 処遇改善の実施について

尼崎医療生活協同組合のサービス事業所において、2025年7月より下記のとおり処遇改善を実施いたします。

1 加算区分

介護職員等処遇改善加算Ⅰ

2 対象サービス

1. 通所介護
2. 通所型サービス(総合事業)
3. (介護予防)通所リハビリテーション
4. 介護老人保健施設
5. (介護予防)短期入所療養介(老健)
6. 看護小規模多機能型居宅介護

3 賃金以外の処遇改善

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する研修の受講支援上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none">子育て・家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児所の整備職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている

腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ➢ 短時間勤務者も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ➢ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ➢ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている ➢ 介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転機が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ➢ 介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)またはインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器の導入 ➢ 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきをふんだんに職務環境やケア内容の改善 ➢ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ➢ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ➢ 介護職員の気づきによるケア内容の改善 ➢ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供